

## 令和3年10月知立市教育委員会定例会 議事録

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 1. 日 時   | 令和3年10月14日(木)      |
|          | 午前9時30分から11時30分    |
| 2. 場 所   | 市役所 第4会議室          |
| 3. 出席委員  | 教 育 長 宇 野 成 佳      |
|          | 委 員 太 田 佐 帆 子      |
|          | 委 員 宇 納 一 公        |
|          | 委 員 蔭 山 英 順        |
|          | 委 員 竹 内 博 之        |
| 4. 説明職員  | 教 育 部 長 加 塚 尚 子    |
|          | 教育庶務課長 寺 田 秀 彦     |
|          | 学校教育課長 淵 上 隆 博     |
|          | 生涯学習スポーツ課長 藤 田 伸 安 |
|          | 文化課長 中 野 康 弘       |
| 5. 書 記   | 教育庶務課長補佐 柴 田 希 代 子 |
| 6. 傍 聴 者 | 0名                 |

### ○ 議事日程

- 第1 前回議事録の承認
- 第2 委員報告
- 第3 教育長報告
- 第4 その他(連絡報告事項)
  - ・ 令和3年度9月議会一般質問・答弁について
  - ・ 知立市学習用タブレット端末等の貸与事業に関する要綱(案)
  - ・ 知立市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター等貸与事業に関する要綱(案)
  - ・ 第17回知立市子ども議会議員名簿と質問内容について
  - ・ 各小中学校の主な学校行事の予定について
  - ・ 各課等行事予定
  - ・ その他
- 第5 自由討議
- 第6 情報交換

◎開会の辞

宇野教育長 定足数に達していますので、只今より知立市教育委員会10月定例会を開会します。

では、議事日程にしたがって会議を進めます。

なお、議事日程第7の情報交換については個人情報関連の可能性がありますが、非公開としたいと思いここで採決を取ります。

各委員 (全委員賛成)

宇野教育長 委員の2/3以上の多数決により議決されましたので地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項により議事日程第7の情報交換より非公開とします。

◎日程第1 前回議事録の承認

宇野教育長 前回議事録の承認について議題とします。ご意見等ありませんか。

各委員 (訂正箇所の確認)

宇野教育長 意見のありました箇所について訂正します。

宇野教育長 他に意見がないようですので、9月定例会議事録について承認としてよろしいですか。よろしければ、ホームページに掲載していきます。

各委員 (全委員承認)

◎日程第2 委員報告

各委員 (各委員報告)

◎日程第3 教育長報告

宇野教育長 日程第3 教育長報告を議題とします。3点について報告します。

1. 行事・会議等

9月27日(月)	一斉授業研究会	八ツ田小学校
10月1日(金)	定例校長会	市役所
10月4日(月)	知立東小学校訪問	知立東小学校
10月10日(日)	小中学生美術展表彰式	文化会館

2. 事件事故等について

交通事故報告 1件  
学校事故報告 1件

3. 10月校長会指示事項

- (1) 前期の総括と後期への指針
- (2) 教職員の心の健康
- (3) 不登校児童生徒と復帰

宇野教育長 報告について意見、質問等ありますか。

竹内委員 名古屋市でタブレットが問題となっていました、知立市はどこのメーカーですか。

教育庶務課長 App l e の製品を使っています。

蔭山委員 教職員の心のストレスチェックのフォローの問題ですが、企業では、産業医がケアにあたります。産業医は、病気については詳しいが、病気の発見というよりも心のストレスが要因でありますから病気以前の問題が多いです。スクリーニング検査でかかった人を診察するのは、心の専門家が良いと思います。学校にいる心の専門家は、非常に仕事量が多いです。現実的に教職員の援助は難しいと思われれます。産業医だけでなく、心の専門家に見てもらおうような制度にしていく必要があると思います。産業医は心のケアまではできないようで、臨床心理士が相談に乗っています。ストレスは、様々な問題となることが多いため、早期の何らかのケアを考えてほしいというお願いです。

学校教育課長 産業医の先生に面接していますが、蔭山委員から話がありました内容で行っているのが現状です。スクールカウンセラーの方は、非常に多忙で時間も限られていますので、来年度予算においても心の相談員の時間数の増加の要望を出しています。

蔭山委員 教職員の心のストレスは、スクールカウンセラーや心の相談員の守備範囲に入っていなかったことや時間数も増えていなかったため、今後は、予算要求の際に多様面の業務もあることを要求していただき、教職員のストレス対応も必要だと伝えて頂きたい。教職員に必要なことができていなかったと認識して、教職員の心の健康の管理責任のある方は考えて頂きたい。

竹内委員 知立市には産業医は何人いますか。スクールカウンセラーは、市内10校で何人いますか。

学校教育課長 産業医は、1名います。スクールカウンセラーは各学校1名います。

宇納委員 相手が人間なので数値化はできないと思いますが、心の相談員が各学校を複数人で相談に応じることで客観的に見ることができるのではないのでしょうか。一人だと対応が偏ってしまうと思いますが、いかがですか。

学校教育課長 今回の体制では非常に難しいと思います。

蔭山委員 臨床心理士の仕事には、守秘義務というものがあります。他の人に相談しないということをしています。正式な事例を検討する場合は、認められています。それ以外は、相談者との関係性との約束で相談者の了承なしには、公開しないことになっています。宇納委員が言われることはとても大事なことです。一人でも適切な判断ができるという前提で業務をしているため、複数で相談を受けることは、簡単にはできません。各学校で1名という体制で進めています。臨床心理士は、高い専門性に見合う報酬を支払っています。

太田委員 私が働いている自治体の中学校では、2名体制です。相談する側も複数のカウンセラーのアドバイスを聞いてしまうと心が揺れる原因にな

ってしまうため、基本的には、一人のカウンセラーの話を聞きましょうとなっています。

蔭山委員 カウンセラーとのトラブルなどに備えて、バックアップ体制として相談員にアドバイスをするスーパーバイザー制度がその問題に対処し、指導をしたり助言をしたりすることがあり、一人で何もかもやりなさいという体制にはしていません。

太田委員 希望すれば、愛知県のスクールカウンセラーは、スーパーバイザーの巡回指導を受けることができます。知立市は、蔭山委員へ相談できる体制があります。

宇納委員 相談員にもストレスがあると思います。スーパーバイザーの方が話を聞き、ストレスが解消されていれば良いと思います。

宇野教育長 ストレスチェックは、本人にしか通知がされません。誰が対象なのかは、本人から校長へ申し出がないとわからない状況になっています。

◎日程第4 その他（連絡報告事項）

宇野教育長 日程第4 その他（連絡報告事項）に入ります。

宇野教育長 はじめに、令和3年度9月議会一般質問・答弁について、私から説明します。

宇野教育長 令和3年度9月議会一般質問・答弁について、資料第3-1号により説明

教育部長 令和3年度9月議会一般質問・答弁について、資料第3-2号により説明

宇野教育長 意見、質問等がありますか。

宇納委員 H S Cの理解が進んでいないとありますが、質問の趣旨が何か教えてください。なぜこのような質問をされているのかわかれば教えてください。

宇野教育長 質問の意図はわかりませんが、教職員がH S Cの理解が進んでいるかということが確認したかったのではないかと。先生たちは、子どもたち一人一人を個性としてみています。この子がH S Cだというとらえ方もしていません。言葉だけであれば特別支援の先生は理解していると思います。

宇納委員 そのような質問のみで、問題があり質問がされたということではないことがわかりました。

蔭山委員 聴覚過敏については、対人関係が改善されると過敏ではなくなってきました。解剖学的な問題よりも心理的な問題が原因だと思います。自分を守るための防衛機能として聴覚過敏であったり光過敏であったり、温度の変化に過敏であったりと、このような状態は自分が生きていくための症状です。また、療育の研究ではわかっています。臨床心理士の立場では、この言葉は使いません。なぜかという一人の人間の一部

を理解する言葉だからです。個人にとっては、理解をしてあげることが大事なことです。

太田委員 HSCは、病名ではなくてこのような傾向の子どもがいますということです。私が通う学校の先生方は、知識を深めて対応して下さっています。

蔭山委員 現在は子ども一人ひとり違っていいというところにいろんな言い方があり、実は聴覚が過敏で堪えがたい時間を過ごしているのかという理解をしましょうという動きだと思います。

太田委員 ジェンダーレス制服について、ある高校では、次のモデルではジェンダーレス制服の導入の調査があったと聞きました。

宇野教育長 県立高校は、数年後で検討していると聞いています。

太田委員 女の子がスラックスは選択できるが、男の子がスカートの選択はできないようです。

宇納委員 トイレの利用などには少し抵抗があります。

宇野教育長 トイレの面は一つの壁になる可能性があります。理念だけが先行し、環境が整っていないのにできることからやろうというのは、無理があるかもしれません。校外行事の実施には課題がありますね。

宇野教育長 次に、知立市学習用タブレット端末等の貸与事業に関する要綱（案）、次の報告事項、知立市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター等貸与事業に関する要綱（案）について、ですが、関連性がある要綱案となりますのでこの2件について、説明をお願いします。

教育庶務課長 知立市学習用タブレット端末等の貸与事業に関する要綱（案） 当日配付資料第3号、知立市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター等貸与事業に関する要綱（案） 当日配付資料第4号について説明

宇野教育長 意見、質問等がありますか。

宇納委員 個人情報漏洩の問題については、事前に情報収集してからの方が良いのではないかと。次に、1年から6年までの利用を考えていますか。発育から考えると目の問題があり低学年はスマホの利用と同様に利用は控えてほしいと考えます。中学生についても利用方法についても教えてください。

教育庶務課長 1点目の個人情報の管理については、学校内のタブレットを活用した授業で児童・生徒に教えていると思っています。2点目の年齢に応じたタブレットの使用については、学校采配と考えています。文科省のルールをふまえ、学年に応じた利用については、各学校の先生が集まり話し合いをしタブレットの利用の仕方を協議していると聞いています。

学校教育課長 情報教育研究推進委員会がありますので、その中で使い方のルール、指導の内容・事例なども検討しています。タブレットをたくさん使っ

たからといってそれは良い授業とは思いません。タブレットはあくまで手段でありますので、効果的な使い方について情報教育研究推進委員会で検討されていると思います。

太田委員 宇納委員が心配されている点について、メディアの接触時間が長いと大脳の前頭葉の働きが悪くなり、やる気や気持ちの感情のコントロールが効かなくなります。私が働いている学校の先生が、1時間目から6時間目まですべてタブレットを使った授業をされました。その学校の校長先生もその危険性をご存知ではなかったもので、私の方からお話をしましたら、改善がされた事例がありました。ご存知ない方がいるかもしれませんので、小児科学会が提唱されている内容について先生方に伝えて頂ければと思います。

宇納委員 文科省が時間の問題を含めて通達されると聞いています。

宇野教育長 GIGAスクール構想を進めるにあたり国から通知が出されています。

宇納委員 学校、家庭、環境も含めて、少しずつ試みを導入してからが良いのではないかと考えています。低学年や中学年は後にして、高学年から始めてはどうかと考えています。

宇野教育長 タブレットの使い方は、学年・教科や内容によって様々な使い方をしていきますので、タブレットは、有効に使いましょうということになっています。家庭での著作権の扱いを知らないことが問題を起こします。使い方を誤ると犯罪になりますので、社会的に考えていくことを共有していく必要があると思います。

蔭山委員 タブレットのトラブルの連絡先について、盗難などあった場合に要綱の中では、教育委員会または学校へ連絡するようになっているが、やはり保護者がまず連絡をするのは、学校へ連絡し、学校から教育委員会へ報告するルートがよいのではないかと考えています。教育委員会に連絡するのは特別な場合と考えられます。タブレットについて保護者がする連絡先は、学校へ連絡するという一本化した方がよいのではないのでしょうか。

教育庶務課長 基本は、学校と考えています。何かトラブルがあったら学校へ連絡してください、と記載していきます。

宇野教育長 同意書がないと4月からすぐに利用できないが、同意書は、新一年生の取扱いについてどのようにしていきますか。

学校教育課長 同意書は、新一年生は、入学説明会に配布し、回収することが良いと思います。

宇野教育長 知立市学習用タブレット端末等の貸与事業に関する要綱第6条について、小学校、中学校と同意書を2回出すという理解で良いですか。

教育庶務課長 小学校卒業時に返却し、中学校でタブレットが変わるため新たに同意書を提出して頂くことを考えています。

- 蔭山委員 リースのタブレットの管理責任は、どこにありますか。保管庫等が学校にあるため卒業まで学校で保管されているため学校にありませんか。毎日持ち帰りを行うのですか。
- 教育庶務課長 持ち帰りは必要に応じて行うことと考えています。ベースは学校にあると思います。
- 蔭山委員 学校で盗難にあった場合は、責任の所在はどこにありますか。持ち帰った場合は、家庭にも管理責任が生じると思いますので、管理責任を明確にしておかないと誰が責任をもって管理していくのか明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。保護者は、学校側が持ち帰らせたのだから責任は学校側にあるのではないかという人もいます。万一事故の場合でも責任の所在が不明確であると学校の責任となる場合がありますので、研究してください。
- 教育庶務課長 わかりました、研究します。
- 宇納委員 先生によって、タブレットを用いた授業の進め方が異なり、先生がタブレットの授業を行うと子どもたちがついていけない子どももいました。タブレットを用いたことで先生たちの負担が増えていませんか。軽減策を考える必要がありませんか。学校訪問では、タブレットを利用した授業を見学した時に、子どもが必要なページを開かないうちに授業を進めていく先生がおりました。また、トラブルについても、先生の負担になりませんか。
- 宇野教育長 宇納委員の発言は、いままでの授業の状況と同じです。教科書で授業を行っていた時でも教科書のページをめくることが遅い子がいても勝手に授業を進めてしまう先生もいます。
- 学校教育課長 タブレットのことで困ったら、手を挙げてもらうなどは、学級経営と思います。今回いろんなご意見がありましたので、定例会からありました意見を担当に伝え、また、各学校が参加する情報教育研究推進委員会は、開催される予定もあるため話題にするように伝えていきます。
- 宇納委員 時間的な制限を考えて頂く必要があると思っています。
- 学校教育課長 健康被害や発達段階に応じた時間の使い方についても話題があったことを伝えます。
- 蔭山委員 難しい問題だと思います。持ち帰りを認めたら利用の制限は、防げないと思います。心配なこともあります。わからないことは知恵を出しながら進めて頂ければよいと思います。タブレットは、反対ではありませんが、進めるうえで、知らなかった・知りませんでしたという状態にならないようにして下さい。
- 宇野教育長 一番は健康被害だと思います。そのような資料をよく読んで事業を進めて下さい。この要綱については、管理の方はどうするという点を検討していただき、作成をお願いします。

宇野教育長 次に、第17回知立市子ども議会議員名簿と質問内容について、説明をお願いします。

学校教育課長 第17回知立市子ども議会議員名簿と質問内容について、資料第5号により説明

宇野教育長 意見、質問等がありますか。

宇野教育長 コロナ禍により傍聴は制限されていますか。

学校教育課長 人数を制限して受付して、傍聴席が用意されていると思います。傍聴席に入場する人と、議場の外の部屋にモニターが置いてあります。

宇野教育長 続きまして、各小中学校の主な学校行事の予定について、説明をお願いします。

学校教育課長 各小中学校の主な学校行事の予定について、資料第6号により説明

宇野教育長 意見、質問等がありますか。

蔭山委員 中学校の修学旅行は、3校とも山梨ですが、理由がありますか。どういふことがありますか。

学校教育課長 ペンション等で宿泊をし、体験活動を行います。海の方へ行って体験活動をしていました。東京・千葉にしていたのですが、コロナウイルス感染症の感染拡大していた状況だったため、山梨の方は、感染者が少ないということもあり、学校としては決定しました。

蔭山委員 小学校7校、中学校3校とも同じ行先となっており、個性がないように感じます。旅行の詳細は異なると思いますが、どのようなものですか。

学校教育課長 コロナウイルス感染対策が1番で検討されていたかと思います。旅行の中身は、各学校の独自性があるかと思います。

蔭山委員 修学旅行は、ただの物見遊山ではなく、体験学習をすればよいものではないと思います。それぞれの学校の学習活動の充実をしてください。

学校教育課長 修学旅行は、遊びに行くわけではないため、修学することを目的としています。しかし、1日中、修学の内容にすることはせず、仲間との絆づくりのようなことも併せて行っています。修学という点では、学びを必ず入れています。学びの場の設定の仕方は、各学校の特色が出てくるかと思います。

宇野教育長 続きまして、各課等行事予定について、説明をお願いします。

教育庶務課長 各課等行事予定について、資料第7号により説明

学校教育課長 各課等行事予定について、資料第7号により説明

生涯学習スポーツ課長 各課等行事予定について、資料第7号により説明

文化課長 各課等行事予定について、資料第7号により説明

宇野教育長 意見、質問等がありますか。

各委員 (発言なし)

◎日程第5 自由討議



宇野教育長 日程第5 自由討議に入ります。何かご意見はありますか。

各委員 (発言なし)

◎日程第6 情報交換  
(協議内容非公開)

宇野教育長 それでは知立市教育委員会10月定例会を閉じさせていただきます。

教 育 長 宇 野 成 佳

委 員 太 田 佐 帆 子

委 員 宇 納 一 公

委 員 蔭 山 英 順

委 員 竹 内 博 之

書記(教育庶務課長補佐) 柴 田 希 代 子